

第3回

ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会 資料

目次

第2回までの議論と今後の在り方

- 「GPS機器を用いた位置情報の取得」について
- 「文書の連続送付」について
- 「見張り、押し掛け、みだりにうろつく行為に係る場所的要件の見直し」について
- 「禁止命令等の方法に係る規定の整備」について

第2回までの議論と今後の在り方 「GPS機器を用いた位置情報の取得」①

GPS機器を用いた位置情報の取得行為を規制対象とすべきか。

主な意見

最高裁判決後のことだが、先日、避難していた被害者のところに手紙が届いた。その後、加害者が被害者の車両にGPSを付けていたことが分かった。加害者からは法律違反ではないから悪くないと言われたことがあった。GPSを付けてずっと被害者のことを見ていると、加害者も止められなくなるので、早く規制した方がよいと思う。被害者はどこかで見られているということ自体が怖いし、気持ち悪いと感じている。

GPSは、簡単に相手の動静をうかがい知ることができるため、これが規制されないとなると、被害者のプライバシーが守られず、被害者が非常に怖い思いをするので、法改正をして規制してほしい。

不審者を見かけたら、交番、学校等に知らせることができる。これに対し、GPSを取り付けられてしまうと、不審者の姿は見えないが、被害者だけがどこかから見張られている状態になるので、規制すべきである。

GPSで位置情報を得ることと実際に見て被害者の情報を得ることに違いはないと思う。前者の方が、詳細に情報を集めることができ、満たされない感情がエスカレートしていくリスクはむしろ大きいのではないか。現行法の解釈では規制対象とすることが難しいのであれば、法改正して早急に規制すべきである。

ストーカー行為等による被害者を出さないようにするため、GPS機器等を用いた追跡や情報収集のうち、つきまとい等と同一視できる行為については、法の規制対象として加えるべきである。



第2回までの議論と今後の在り方 「GPS機器を用いた位置情報の取得」①

今後の在り方（案）

- **GPS機器を用いた位置情報の取得行為については、相手方に大きな不安をもたらし、更なるつきまとい等や犯罪に発展するおそれがあることから、ストーカー規制法を改正し、規制対象とすることとしてはいかがか。**
- **GPS機器を用いた位置情報の取得行為の規制の仕方としては、ストーカー規制法第2条第1項各号に列挙されている「つきまとい等」として位置付けてはいかがか。**

第2回までの議論と今後の在り方 「GPS機器を用いた位置情報の取得」②

どのようなGPS機器を規制の対象とすべきか。

主な意見

当面はストーカー行為を目的としたGPSに関する規制ということになるが、科学技術の進展を考慮して機器の種類を問わず包括的に取り締まることができるようになるとうい。

機器の進歩にかかわらず、どの機器がということではなく、何か包括的にうまくできないかと思う。

条文の中に入れるのは、ルールが示されるという意味で大変重要であるが、その一方で、色々な技術を駆使して穴抜けをするというような行為に結び付いてしまわないように、条文を考えておく必要がある。包括的な条文で、対象者が恐怖を感じるような事柄を警告の対象として、具体的には、省令等の行政の規則の中で決めていくという仕組みづくりの工夫があり得る。

新しいものが出てきたら、法律を変えたり、足したりすることにならないように、動静を探る、探索行為をするということ自体、きちんと処罰されるようにしてほしい。

新しい技術が出てきても、こういった検討をしなくても対応できるという在り方が望ましいとは思いますが、逆に網を大きくしてしまうことによって、対象とすべきではない行為がかかってこないか慎重な検討が必要になることもあると思う。今回の検討事項と将来的にそういう方向に行くかということと切り分けていかなければならない。従来の枠組みを大きく変えるとなると、それ相応の検討が必要であると思う。

第2回までの議論と今後の在り方 「GPS機器を用いた位置情報の取得」 ②

今後の在り方（案）

- 直接機器を取り付けて位置情報を取得するもののみならず、相手方が所持するスマートフォン等にアプリケーションをインストールすることなどにより位置情報を取得するものも含めて規制対象としてはいかがか。
- 位置情報を取得する装置については、今後の位置情報の取得に係る技術の発展に対応できるよう、下位法令で定めることも検討してはいかがか。

第2回までの議論と今後の在り方 「GPS機器を用いた位置情報の取得」③

位置情報を取得する行為をどのように規制すべきか。

主な意見①

GPSを付けてはいけないということだけではなくて、依頼する、させるように依頼してはいけないということも、分かるように条文にしてほしい。

友人間で同意の上、アプリケーション上でお互いの位置情報が分かるようにすることが実際に行われていることからすると、そのような行為を規制の対象外とするため、「承諾を得ずに」や「意思に反して」といった文言を加えた方がよいのではないかと。

禁止命令までつながる仕組みであることを踏まえると、「相手方の承諾なく」といった枠をかけることは必要ではないかと。

友人間のアプリケーションによる位置情報の確認というものが、どこからがストーカーという形になるのか、状況の変化を示す指標があった方がいい。ここで、「承諾を得ないで」というのは、被害者の意思を確認することで、承諾を得ていないことは明確に分かるため、事態の切り分けという観点からは必要である一方、これを入れることによって不当に規制の範囲が狭まることもないと思う。

位置情報の取得というのは、回数を数えるのは難しいし、ずっとフォローしてるものを何回と数えるのかといったことが、法制上は難しくなると思う。

GPSは気づかないうちに取り付けられている点は、他の「つきまとい等」に当たる行為とは異なるが、他方で、他の行為と同様に、生命、身体に対する危険が生じる事態は変わらない。また、GPS機器を取り付けられた又はアプリケーションを入れられたと分かれば、不安を感じない事態は考えられないため、「不安を覚えさせる」方法による方法の限定は不要だと思う。



第2回までの議論と今後の在り方 「GPS機器を用いた位置情報の取得」 ③

主な意見②

条文の中に入れるのは、ルールが示されるという意味で大変重要であるが、その一方で、色々な技術を駆使して穴抜けをするというような行為に結び付いてしまわないように、条文を考えておく必要がある。包括的な条文で、対象者が恐怖を感じるような事柄を警告の対象として、具体的には、省令等の行政の規則の中で決めていくという仕組みづくりの工夫があり得る。(再掲)

今後の在り方 (案)

- GPS機器を用いた位置情報の取得行為を「つきまとい等」と位置付けるに当たって、相互に合意の上で位置情報を共有する行為は規制の対象外とするため、相手方の承諾を得ないで行う行為を規制の対象としてはいかがか。
- GPS機器を用いた位置情報の取得行為は、生命、身体に対する危険が生じ、相手方に不安を覚えさせる蓋然性が高いことから、「ストーカー行為」の成立に関して不安を覚えさせるような方法によることは不要としてはいかがか。
- GPS機器により位置情報を取得する方法については、今後の位置情報の取得に係る技術の発展に対応できるよう、下位法令で定めることも検討してはいかがか。

第2回までの議論と今後の在り方 「GPS機器を用いた位置情報の取得」④

GPS機器を取り付ける行為についても規制すべきか。

主な意見

位置情報等を取得しようとするために、相手方が日常的に使用している用具や物に何かしらの所作を講じることと、実際に位置情報を取得することを規制することが必要ではないか。

GPS機器は取り付けるだけでも駄目にしてほしい。

GPS機器を取り付ける行為は位置情報の継続的な取得につながることはほぼ間違いないと思うので、取り付け行為についても規制の対象とすべきである。

装置を取り付けたりアプリを入れたりするところと、位置情報を取得するところを切り離しておかないと、別のタイミングで別の人がやったと、アプリを入れたのは別の人でとか、そういうことがあり得るので、二つの行為を分けておく必要があると思う。



今後の在り方（案）

GPS機器の取付け行為それ自体が、相手方の位置情報の取得につながり、相手方に不安を覚えさせる行為であることから、位置情報の取得行為とは別に、取付け行為についても規制の対象としてはいかがか。

第2回までの議論と今後の在り方 「GPS機器を用いた位置情報の取得」⑤

GPS機器を取り付ける行為をどのように規制すべきか。

主な意見①

自分のスマートフォンにアプリケーションをダウンロードしたということが、GPS機器を取り付ける行為となるのかがよく分からない。それを相手に渡し、位置情報を取得できる状態にしたということになると、取付け行為というのはどこからか。アプリケーションを入れたものを相手に渡したときには犯意が表れてくると思うが、そこら辺まできちんとなるように、どういうふうにするのか。

物理的な取付けがあれば明確な要素であるが、グレーな形でだんだん相手の中に入ってくる場合には、ストーカー行為が始まっていることを把握するのはなかなか難しい。そうすると、相手方がこの人とはもう関係が切れているはずだと思っていたのに、いつの間にか情報を得られているということが分かったこの段階で、承諾を得ていないという形で規制するしかないと感じる。「承諾を得ずに」という語句を入れることで、だんだん悪化していく中でどこで規制の範囲として切れるかという一つの要素になると思う。

基本的な行為態様としては、直接機器を相手の車に付けるというのは、非常にはっきりとしたイメージがあるが、それに対応するような行為は何かと考えたときに、アプリケーションを入れたその機器をまだ相手に渡していないとまだ少し早い感じがする。相手に交付して渡した段階、事情を知らないで渡した段階に、ちょうど機器を取り付けるのに対応した行為となるのではないか。

アプリケーションを入れた機器であることを全く告げずに行えば、ひそかに取り付けるのと同じだが、最初はお互い分かった上で楽しんでいて、それが途中から変化したというパターンが難しいと思う。最終的な事態は両方同じで、その変化をどこで把握するか、条文上、工夫が必要になるかもしれない。

第2回までの議論と今後の在り方 「GPS機器を用いた位置情報の取得」⑤

主な意見②

GPSは気づかないうちに取り付けられている点は、他の「つきまとい等」に当たる行為とは異なるが、他方で、他の行為と同様に、生命、身体に対する危険が生じる事態は変わらない。また、GPS機器を取り付けられた又はアプリケーションを入れられたと分かれば、不安を感じない事態は考えられないため、「不安を覚えさせる」方法による方法の限定は不要だと思う。（再掲）

条文の中に入れるのは、ルールが示されるという意味で大変重要であるが、その一方で、色々な技術を駆使して穴抜けをするというような行為に結びついてしまわないように、条文を考えておく必要がある。包括的な条文で、対象者が恐怖を感じるような事柄を警告の対象として、具体的には、省令等の行政の規則の中で決めていくという仕組みづくりの工夫があり得る。（再掲）

今後の在り方（案）

- GPS機器を取り付ける行為を「つきまとい等」と位置付けるに当たって、「承諾を得ずに」という語句を入れることで、いつから規制の範囲として区切れるかという一つの要素になるため、相手方の承諾を得ないで行われる行為としてはいかがか。
- GPS機器を取り付けられたと分かれば、不安を感じない事態は考えられないため、「ストーカー行為」の成立に関して、不安を覚えさせるような方法によることは不要としてはいかがか。
- GPS機器を取り付ける行為だけでなく、位置情報を取得するための様々な行為に対応できるよう、下位法令で定めることも検討してはいかがか。

第2回までの議論と今後の在り方 「文書の連続送付」①

現行法上、規制の対象外となっている文書を連続して送付する行為を規制すべきか。規制する場合は、どのような文書を規制の対象とすべきか。

主な意見

転送されることを見込んで手紙の中にGPSを入れて送ってくる加害者もいる。加害者からはストーカー規制法のどこに手紙の送付がダメと書いてあるんだと言われた。GPSの規制に併せて、手紙の送付も規制した方がよい。

宅配便や書留を相手が受領したら、スマホに、受領したという連絡が来ることで、自宅を知っている加害者が近くにいる確実に受け取ったということ把握してそこからずっと監視したり、あるいは声をかけるということがある。

メールもラインも来ないが、毎日白紙の手紙が投函されたり、何も入っていない手紙がくるなどいろいろなパターンでつきまとい行為が見受けられる。それはやってはいけないということが法律の中にはないからだと思う。

かわいい犬の写真とか、客観的に見てそんなに嫌ではないようなものでも駄目にしてもらいたい。

何も書いていない封筒が郵便受けに入っているだけだと、その封筒が文書といえるかという少し難しいかもしれない。

白紙等が送られてくるのがすごく嫌だと思うのは分かるが、このような文書に当たらないものも含まれる規定の仕方が非常に難しい。

現行の規制では、無言電話や真っ白なファックス、空メールであっても、相手方が送付元が行為者であると分かるのであれば、「不安を覚えさせる」といえる。封筒の投函についても、行為者であろうと推測できてしまうシチュエーションはあり得ると思う。

第2回までの議論と今後の在り方 「文書の連続送付」①



今後の在り方（案）

- 文書とは一般に文字や記号で人の思想を表示したものをいうと解されるところ、文書には、行為者から相手方に対して送付される手紙（はがきや封書）のほか、例えば、相手方の氏名のみが記載されている封筒等についても、便箋等が入っていない場合や白紙、写真等文書に当たらない物が同封されている場合を含め、文書に含まれると考えられる。
- 拒まれたにもかかわらず、文書を連続して送付する行為をストーカー規制法上の「つきまとい等」として規制することとしてはいかがか。

第2回までの議論と今後の在り方 「文書の連続送付」②

具体的にはどのような規制とすべきか。

主な意見

現行の規制では、無言電話や真っ白なファックス、空メールであっても、相手方が送付元が行為者であると分かるのであれば、「不安を覚えさせる」といえる。封筒の投函についても、行為者であろうと推測できてしまうシチュエーションはあり得ると思う。（再掲）

なぜ電子メールだけ「不安を覚えさせる」方法による要件がかかっているかというところ、電子メールの手軽さというところで、恐らく何か要件をかけないと、歯止めがきかないという感覚があったのかと思うが、文書の投函というのは、電子メールのような手軽さみたいなものもないので、むしろファックスを送るのと同じような方向だと思う。

今後の在り方（案）

- **文書を連続して送付する行為については、文書を郵便等により送付する場合のみならず、相手方の郵便受けに直接投函する場合も規制することとしてはいかがか。**
- **文書の送付行為というのは、電子メールのような手軽さはなく、また、ファックスを送るのと同様に住居に押し掛けられる不安を覚えさせる行為であるため、「ストーカー行為」の成立に関して不安を覚えさせるような方法によることは不要としてはいかがか。**

第2回までの議論と今後の在り方

「見張り、押し掛け、みだりにうろつく行為に係る場所的要件の見直し」

「住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所」の付近等以外における見張り、押し掛け等も規制対象とすべきか。

主な意見①

「住居、勤務先、学校その他通常所在する場所」をストーカーは外して狙っているところもある。被害者の立場になって何が不安になるか、何が怖いかというのを考えると、ここの「通常所在する場所」などという言葉は早く取っ払ってもらいたい。どこに行っても安心できるような、そういう生活を送ってほしいということからも、それ以外の場所も当然のことながら規制の対象にしてもらいたい。

ストーカー規制法ができた当時よりも、人の行動が結構知られやすい状況だと思う。SNSやインターネットで情報を知ること、押し掛ける行為などをしやすくなっている。だから通常所在する場所の付近に限ってしまうと、結局被害者の安全を図れない、不安の解消もできないということになるので、ぜひこれは今の時代に合わせて、どこにいてもそういうことが規制されるということにしていただきたい。

ストーカー規制法ができた頃は、見張りや押し掛けることの効率性を考えると、通常所在する場所に行くというのが普通だろうということで恐らく限定がかかっていたと思う。今は、そういう場所ではなくても居場所が分かるようになっていて、被害者の側が感じる不安や危険は場所によって変わらない。場所要件自体を外してしまうと大きな改正になるかもしれないが、少なくとも「通常所在」というのは外してもいいのではないかな。

第2回までの議論と今後の在り方

「見張り、押し掛け、みだりにうろつく行為に係る場所的要件の見直し」

主な意見②

例えば、被害者が毎年お墓参りに行くであろうと知っている加害者が、墓で待っていたということもあって、そこが通常所在する場所に当たらないのではないかと加害者が言ったときに、これは要らない文言だと思った。

危険、不安を感じる場所であれば広げるという方向には賛成だが、うまく書かないと「現に所在する場所」というと、かえって限定されるおそれがあるのではないか。通常所在している場所という今の条文だと、その人がいなくても、うろろうしていたら多分これは規制にかかる。「現に」と付けるときに、少し工夫をしないといけない。広げる形にしないといけないので、「又は」という文言を用いる留意が必要になると思う。



今後の在り方（案）

「住居、勤務先、学校その他通常所在する場所」に加えて、相手方が「現に所在する場所」における見張り等についても規制の対象としてはいかがか。

第2回までの議論と今後の在り方 「禁止命令等の方法に係る規定の整備」

禁止命令等の方法について見直すべきか。

主な意見

本人が禁止命令書等を受け取らない限り、受け取られていないという状態を改善する必要があるので、何らかの方法を採る必要はあると思われる。

渡さずとも発出した段階でもう効果を持つような強力な仕組みでもいいかと思う。公示の仕組みを使うと、行政処分が出たことの公表の効果が出るということになる。本人が素直に受け取ったら本人にしか届かないものが、受け取らないと公表になるため、バランスをきちんと取る必要がある。

規定を整備することは結構なことだと思う。受け取りたくない人もいる。



今後の在り方（案）

正当な理由なく書類の受領を拒んだり、住居等に行為者がいないといった禁止命令書等の交付が困難な事例が存在している現状を踏まえ、書類の送達すべき場所（行為者の住居等）に差し置くことや、行為者の住居が不明な場合に公示送達ができるようにしてはかがか。